

## 令和8年度第2回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期 日 令和8年5月11日（月） 午後2時30分開会
- 2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室
- 3 出席委員（14名）

1番 梅澤孝雄	2番 眞野文雄
3番 足立正道	5番 牛玖良一
6番 鈴木孝徳	7番 林重孝
8番 山崎宏	9番 立田正人
10番 藤崎光弘	11番 太田原修
12番 江川昌子	13番 三門増雄
14番 兼坂仁	15番 石田和久（議長）
- 4 欠席委員（1名）
- 5 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可）
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
  - 議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況等の公表について
- 6 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 渡部 友昭
  - 主 査 大塚 孝

◎開 会

午後2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第2回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般の報告をいたします。

次回の総会の開催でございますが、令和8年6月9日（火）、会場は佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室におきまして、午後2時30分から開催いたします。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名で佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和8年度第2回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名させていただきます。

議席番号 1 1 番 太田原修委員、議席番号 1 2 番 江川昌子委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 令和 8 年度第 2 次農地利用集積等促進計画(案)に対する  
意見について

議案第 5 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況等  
の公表について

以上、5 議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第 1 号の説明

○事務局長

議案第 1 号につきまして、ご説明いたします。

総会議案の 1 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農業経営規模拡大のため、売買を伴う所有権の移転 2 件について審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、本議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

議案第 1 号の説明は以上でございます。



青パパイアは、法人での自家消費をするほかに、直売所などで販売をする予定と  
のことです。また、年1回、経営状況の報告をすることとなっております。

ご報告は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

今回、新規就農者を呼んでおりますので、それでは入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請者の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、今後の営農計画などについて、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

○申請人

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の代理人として参っております、行政書士の  
●●と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

営農計画としましては、●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、  
●●●●●●の●筆、合わせて●●●●m<sup>2</sup>の土地で青いパパイアというものを栽培す  
る予定でおります。

年間●●●●個程度の収穫を予定しております。耕作人としては、●●●●●●  
●●●●●●●●●●●●●●●の代表であります●●と土地所有者であります●●さんが  
顧問として携わってくださるということで、2人がメインで耕作をする予定でおり  
ます。あとは、アルバイトで対応する予定で、今、確約がとれている方が1名おり  
まして、それ以外にも随時募集をしていく予定でおります。

耕作としては、今は、●●さんが主になって植えているところですが、許可が下  
りましたならば、法人がメインになってやっていく予定でおります。無農薬ですの  
で、植栽後は、主に草刈りをメインに行いまして、8月頃から12月頃にかけて取  
穫をする予定でおります。

販売としましては、一般顧客と、あとは青いパパイアというのは、東南アジアで  
は野菜として重要な品目として一般家庭ではよく使われております。海外の方がす  
ごくたくさん日本にいらしているので、そういう方が食事をするようなお店に卸す

ということで考えております。すごく酵素があつて、今、女性にも人気の商品として、お茶や酵素のタブレットなどとしても商品化されておりますので、そういうところに販売をする予定で考えております。

農業経験に関しては、土地所有者の●●さんが長い農業経験をお持ちなのと、そこに習いながら代表のほうも平成30年から色々な農業の勉強をしております、研修もたくさん受けておりますので、●●さんを見習いながら従事していく予定でおります。簡単ではございますが、以上、農業計画をお話させていただきました。

#### ○議長

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたら、お願いいたします。

#### ○三門委員

13番、三門です。こちらの●●●●では普段どういうお仕事、どういった活動をされていらっしゃるのでしょうか。また、今回、佐倉市で新規就農ということですけれども、他の市町でもこういったことをされているのでしょうか。以上2点についてお伺いします。

#### ○申請人

普段は法人名のとおり、海外の方を日本に紹介して仕事をしていただくということをしていたのですが、農業に関しては、今までやっていたわけではなくて、代表の者が佐倉市に非常に魅力を感じまして、土地所有者の●●さんと仲良くなって、そこに色々植えてみようということで、一緒にやりはじめた経緯がございます。

また、他の市では実施した経験はございません。

#### ○三門委員

今回の申請では、パパイアということなのですが、パパイア以外に今までどういったことをやってこられたのでしょうか。

#### ○申請人

パパイア以外は、家庭菜園のような形でお米を育てたり、野菜を栽培したりやっていたそうなのですが、農業としてやってきたわけではないということです。パパイアに関しては、昨年も●●さんの下で栽培をした経験はあります。

#### ○梅澤委員

1番、梅澤です。海外の方ということですが、どこの国から来られる人材になる



ということで、青パイアは東南アジアで料理に良く使われているので、たまたま法人で東南アジアに行くことがあり、これは日本でも栽培できるのではないか、日本でも非常に需要があるのだということを知って、始めたいと思った経緯があります。海外の人材をそこで働かせるということではございません。

#### ○立田委員

貴法人のネットを確認してみますと、1個●●●円ということで、値段が付いて売られているのですが、先ほどお聞きした年間生産量●●●●個ということでしたので、そこでの収入は、運営費として賄っていくということではよろしかったでしょうか。

#### ○申請人

そのとおりでございます。

#### ○立田委員

現地販売が主でしょうか。それともどこかに卸していくのが主になるのでしょうか。取引相手というのは、今後どうされていくのか教えてください。

#### ○申請人

まずは、現地販売を考えていますが、それだけではなく、料理店などに営業をして、こういう法人なので、海外の方が来店される料理店などをたくさん知っていますし、料理店からリクエストなどもいただいているので、そういったところにも卸していくように考えているところでございます。

#### ○議長

他にございますか。

#### ○林委員

議席番号7番の林です。たいへん初歩的な質問でちょっと恐縮なんですけど、パイアって、我々からすると、南国の暖かいところの作物というイメージを持っていて、今回は露地でやられるということなのですが、冬の耐寒性について、寒さにはどれくらい耐えられるものなのでしょうか。最近では温暖化ということもございしますが、たまに佐倉あたりでもマイナス7度くらいまで下がることもありますので、その辺について教えてください。

#### ○申請人

みなさんがスーパーでよく見かける黄色い甘いパパイヤは、日本のこの辺の気候では育たないそうなんです。青いパパイヤというのは、その前の段階で、気温が上がるようなところだと黄色いパパイヤになるそうなんですけど、気温が低いと青い状態で終わってしまうということで、耐寒性はあるということのようです。

東南アジアでは、家庭料理なんかでも普通に大根みたいな形で炒め物などとして青いパパイヤが使われることが多いと伺っております。

#### ○林委員

一年草ではなくて、おそらく多年草だと思うんですね。毎年植え替えるのではなくて、一回植えたら数年はそのままになると思うのですが、木自体の耐寒性がどれくらいなのか教えてください。マイナス10度でも枯れないのか。その辺はどうかのですか。

#### ○申請人

木ではなく、毎年、苗を買ってきて植えるという形をとる予定です。

#### ○林委員

それでは一年草ということなのですか。冬になると枯れてしまうことになるのでしょうか。

#### ○申請人

そのように伺っております。

#### ○議長

他にございますか。

#### ○立田委員

議席9番、立田です。現地販売ということでしたが、これは、現地で販売するための店舗などの建築物は建築しないということによろしかったでしょうか。

#### ○申請人

これはちょっと先の話になるのですが、今後、現地に販売所を設けたいというような意向はありまして、それについては、今後、別途に農地転用などの方策を検討していきたいという考え方は持っております。

#### ○立田委員

法的な問題等も色々あるかと思しますので、その時は、またよろしく願いいたします。

○眞野委員

議席2番、眞野です。●●●●㎡ということでしたが、何本くらい植えられるのでしょうか。

○申請人

●●●株を予定しております。

○梅澤委員

兼坂委員にお尋ねするのですが、この●●さんという方は、去年あたり●●●近くでパイアを売っていた方、その人ですか。

○兼坂委員

そのとおりです。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、申請人は退席をお願いします。ご苦労様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席いたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手多数であります。よって、議案第1号第2項は許可と決しました。

続きまして、議案第2号。農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。それでは事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局長

総会議案の2ページをご覧ください。

農地法第4条の規定による許可申請2件でございます。こちらは、千葉県知事への意見について審議を求めるものとなっております。

それでは、議案第2号第1項について、ご説明いたします。

申請者は●●●に住む●●●●●さんで、●●の畑●●●●●㎡を耕作しています。

今般、所有する●●の畑の近隣に住む住民10名から要請を受けまして、●筆、●●●㎡に駐車場を設置するための申請です。

整備内容は、整地を行い砂利敷きの駐車場として使用するものです。排水は、雨水のみであり、自然浸透するものとしております。

なお、申請書には近隣住民からの駐車場設置に係る要望書が10名分添付されてございました。

申請地は、●●●●●の西方面に位置する●●地先の畑で、市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われま

す。許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えております。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま事務局より説明がございました。申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

#### ○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

○申請人

●●●●●さんの代理人の●●●●●●●●●●の●●と申します。よろしくお願  
いいたします。

今、●●さんがお使いの農地を駐車場にしたいというご希望がありまして、申請  
をあげたということです。●●さんがお持ちの土地の周辺が住宅地になったという  
ことで、駐車場が不足しておりまして、近隣の住民の方から駐車場にしてもらえな  
いかという要望があったために、今回駐車場にしようかということで、弊社のほう  
に依頼が参りました。

工法的には、現況、木とかが植わっている状況ではないので、除草して碎石を1  
0～15cm敷いて周囲にはフェンスを設けない形の駐車場にしようと思っております。  
また、区画はトラロープの敷設を考えております。

なお、当該地は埋蔵文化財包蔵地エリアに含まれておりますので、別途に文化財  
の申請は提出しているところです。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたら、お  
願いいたします。

○立田委員

議席番号9番、立田です。ちょっと教えていただきたいことがあるのですが。

まず、現地を見ますと、土地利用計画図でいう外周に道路が、既存の道路がある  
ようなのですが、これは佐倉市道あるいは農道のどれにあたるのでしょうか。

○申請人

一応、赤道の扱いだとは思いますが。その土地を使って、当該地の奥に今回の  
●●さん所有の畑がございますので、そこに入るための道路として使っています。

○立田委員

そうしますとアスファルト舗装されているように見受けられるのですが、これは  
行政側で行ったものか、●●さん側で行ったものなのか、どちらになるのしょう  
か。

○申請人

私も詳しくは聞いていないのですが、そちらに住宅整備に係る申請をした際に、  
当該開発事業者に対し、アスファルト舗装するようにと行政側から指定があったよ  
うです。

○立田委員

そうすると今度新しくできる駐車場と、この赤道との間にはフェンス等は設置されないということによろしいのでしょうか。

○申請人

今のところ文化財の問題もあるので、フェンスとかを作るような予定はございません。

○立田委員

そうするとこの駐車場への入り口というのは、前面の佐倉市道となっていますけど、ここから入る場合と、赤道を通過して、この土地利用計画図でいくと、8～12番の駐車区画へは、既存の赤道を通過して入る可能性もあると、そういう設計でよろしいのでしょうか。

○申請人

基本的には、そちらの赤道のほうは使わない予定で考えています。

○立田委員

そうしましたらフェンスもありませんし、駐車場としてその道路は使わないと、ただ入口付近は若干使ってしまうのかもしれませんが、原則使わないというのであれば、佐倉市の道路管理者のほうと話をされていると思いますが、境界の確定を明確にして、要は駐車場部分と公道が混同されることがないように対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○申請人

その点については、土地所有者である●●さんともう一度相談して詰めていきたいと思います。基本的には、そこを使わなくても、中で移動ができるという状況で考えておりました。

○立田委員

いずれどういうふうになるかわかりませんが、基本的には赤道を使わないということであれば、境界の確定や境界杭の復元など、そういった話が出てくる可能性がありますので、道路管理者のほうとよく話をさせていただきたいと思います。

それと一番奥側に、まだ耕作地が残っているようですので、砂利の飛散等がないように、日頃からの管理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○申請人

一部赤道の土地がありますので、砂利が直接畑まで飛散することは無いと思いませんし、当該畑は●●さんの耕作地になりますので、ご自分で片付けることも考えてはいらっしゃるかと思います。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いします。ご苦勞様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手多数であります。よって議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

議案第2号第2項について、それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長

それでは、議案第2号第2項について、ご説明いたします。

申請者は、●●に住む●●●●●●さんで、水田●●●●●●㎡、畑●●●●●●㎡を耕作していらっしゃいます。

現在居住している住宅の老朽化に伴いまして、隣接する畑●●筆、●●●●㎡に農家住宅を建て替えしようとするものです。

整備内容は、木造平屋建て、延べ面積●●●●㎡の農家住宅、汚水は合併処理浄化槽で蒸発散処理をいたしまして、雨水は敷地内浸透処理をしようとするものです。

申請地は、●●●●●●●●●●から西方面に位置する●●●●●●●●●●地先でございまして、市街

化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第2項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えております。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま事務局より説明がございました。申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

#### ○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは、申請人どうぞ。

———（申請人説明）———

#### ○申請人

本日、●●様の代理人で来ました●●●●の●●と申します。よろしくお願ひします。計画のほうは、●●様が住宅を建築するという事で、今回の転用手続きをさせていただきました。

計画としては、木造平屋建ての専用住宅になります。お住まいになる方は、申請人である●●様と●●●●の●●になります。今居住している住宅が隣接してあるのですが、かなり老朽化が進んでいるということと、実際に住まわれているのが●●●●ということもありまして、大きさ的には大きすぎるということもありまして、今回新築するのであれば、木造平屋建てで使い勝手の良い住宅に住まわりたいということで、今回の計画に至りました。

希望的には、約●●坪くらいなので、それほど大きくない建物になるのですが、給水と排水のほうは、水道も下水道も入っていないので、飲料水は井戸で、排水は合併浄化槽を設置しまして放流先もないので、宅地内にバイオクリーンという蒸発散装置を設置して処理するという考えです。

#### ○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お

願いたします。

○立田委員

議席番号9番、立田でございます。一つだけ教えてください。都計法29条の申請が4月に申請されていますが、その後の協議経過等があるようでしたら、教えていただきたいのですが。

○申請人

こちらのほうは都市計画法29条には該当しませんで、農家住宅ということで、都市計画法60条証明というものを申請中であります。その後、行政のほうからは修正指示等の連絡は今のところございません。

○立田委員

引き続き都市計画法上の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

それと、南側にまだ耕作地があるように思うのですが、この土地は申請人が耕作されていらっしゃるのでしょうか。また、高低差等もあるのでしょうか。教えてください。

○申請人

南側の耕作地は、ご本人が耕作されている農地になります。高低差としては、今回の申請地から見ると、多分50～60cm低い状態になっていたと思います。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって議案第2号第2項は、許可相当と決しました。  
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

総会議案の3ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請2件につきまして、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

それでは、議案第3号第1項について、ご説明いたします。

申請者は、千葉市●●区の●●●●株式会社で、金属リサイクル業を営んでおります。

申請にあたっては、当該業務の拡大を図るため、●●に住む●●●●さんが所有する●●の畑、●筆、●●●●㎡について話がまとまり、転用を伴う所有権移転を行うものでございます。

申請地は、●●●●●、●●の●●●●●から●●方面に向かったところにある●●地先となります。

こちらは、市街化調整区域内の10ha未滿の集団性がない農地であり、第2種農地と思われまます。

許可要件につきましては、議案第3号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは、申請人どうぞ。



○立田委員

次に、ここは図面を見ますと、作業場と資材置場となっておりますが、作業場においては、実際にどういった作業が行われるのか教えていただきたいのですが。

○申請人

作業の内容としましては、リサイクル品を持ってこなくてはいけないので、トラック等で持ってきてまして、それを降ろします。さらにそれを仕分けしたうえで保管しておくという形になると思います。以上です。

○立田委員

その辺は法令に従ってやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと入口が●●●●●側と裏の●●●●●●●●●●●●●●の両方になっているのですが、メインの入口は●●側ということでよろしいのでしょうか。

○申請人

メインの入口は●●側になります。裏側のほうの道路につきましては、乗用車は通れるのですが、大型トラックは入る予定になっておりませんので、こちらのほうは小型車だけという感じで考えております。

○立田委員

ありがとうございます。そうしますと、●●●●●に関しては、一部歩道の改修とか植樹帯の撤去など、他法令との関係が出てくると思うのですが、この辺について、●●●●●●●との協議は既にされているのでしょうか。

○申請人

こちらの管理につきましては、●●●●●にある●●●●●●●●●●の管轄になるのですが、そちらのほうとは打合せはもう終わっておりまして、まずは申請を出していただきたいということで協議済みでございます。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。  
議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号第1項は、許可相当と決しました。  
議案第3号第2項について、それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

それでは、引き続き議案第3号第2項について、ご説明をいたします。  
申請者は、愛知県●●市の株式会社●●●で、太陽光発電事業を営んでおります。  
本申請は、●●●年●●月●●日付けで千葉県知事から許可を受けておりますが、申請漏れである隣接農地を追加するために、許可後の計画変更申請を行うものとなっております。  
地権者は前回と同様の●●●に住む●●●さんが所有する●●の畑、●筆、●●●㎡を追加し、合計で●●●●㎡に太陽光発電設備を設置するために、転用を伴う賃借権を追加設定しようとするものでございます。  
なお、設置資金及び太陽光発電設備につきましては、前回申請内容に含まれておりましたので、今回省略しております。  
申請地は、●●●●●●北側の●●地先となります。こちらも市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われれます。  
許可要件につきましては、議案第3号第2項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えております。以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。  
これより審議を行います。ご意見、ご質問等はありませんか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第3号第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第4号につきまして、ご説明いたします。総会議案4ページをご覧ください。

令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしましては、賃借権等の設定が合計で25件、68筆、地積の合計は94,053㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件を満たしているものと考えております。

詳細につきましては、総会議案5ページから9ページをご参照の程、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

本件の中で、新規就農に関するものが1件ございます。

今回、新規就農者を呼んでおります。それでは、入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。



○申請人

確かに以前は田んぼだったのですが、地主に確認したところ、水が保てないということでしたので、畑としての活用を考えています。また、機械については、地主の●●さんにトラクターなどをお借りする予定で考えています。

○鈴木委員

そうしますと、地目は田んぼでも、畑として利用するということでよろしいですね。

○申請人

はい、そのとおりです。

○林委員

議席番号7番、林です。今、畑として使うということでしたけれども、地代は●●となっていてお米で支払うということになっているのですが。

○申請人

地代については、10アール当たり●●の換算により支払う予定としています。

○鈴木委員

それでは物納になっていますけど、●●分のお金を支払うということでもよろしいんですかね。

○申請人

はい、そのとおりです。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、申請人は退席をお願いします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより審議をいたします。  
何かご意見がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり意見なしと決定いたしました。

続きまして、議案第5号、令和7年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況等の公表について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第5号、令和7年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況等の公表についてご説明をいたします。

総会議案11ページから18ページのほうが資料となっております。

令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づいて公表するものでございます。

それでは、11ページ、別紙様式4、令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をご覧ください。

こちらは、令和8年度の最適化活動の目標及の設定等の数値を引用したものとなっております。

12ページ、別紙様式5をご覧ください。

I. 農業委員会の状況につきましては、農業委員及び推進委員の任期等について記載したものでございます。

農家・農地等の概要につきましては、4月の総会におきましてご審議いただきました、令和8年度最適化活動の目標の設定等と同様の数値となっております。

続きまして、II. 最適化活動の実施状況についてでございます。

1. 最適化活動の成果目標につきましては、昨年度に策定しました、令和7年度最適化活動の目標の設定等の数値を引用しております。

13ページをお願いいたします。

(2) 遊休農地の発生防止・解消につきましては、農業委員、推進委員の皆様が令和7年9月から11月に実施いたしました、有休農地調査の結果を集計したものになっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

2. 最適化活動の活動目標につきましては、毎月提出していただいている活動記録ノートを基に記載したものとなっております。

16ページをお願いいたします。

(3) 新規参入相談会への参加につきましては、毎年11月に千葉県園芸協会が主催する農林水産就業相談会に農業委員会事務局職員1名、農政課職員1名がリモート相談に参加いたしました。新規就農希望者の相談は、ございませんでした。

17ページをお願いいたします。

令和7年度の事務の実施状況につきましては、総会の開催実績、農地法に関する事務の状況をまとめたものとなっております。

議案第5号の説明は以上でございます。

#### ○議長

ただいま議案第5号について事務局より説明がございました。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

#### ○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第5号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

#### ○議長

挙手全員であります。よって、議案第5号は承認と決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします

#### ◎報告事項

##### ○事務局長

報告事項でございます。

- ・総会議案19ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件ございました。

- ・総会議案 20 ページをご覧ください。  
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 2 件ございました。
- ・総会議案 21 ページをご覧ください。  
利用権の中途解約に係る通知書が 3 件ございました。
- ・総会議案 22 ページをご覧ください。  
地目変更登記に係る法務局からの照会が 1 件ございました。
- ・総会議案 23 ページをご覧ください。  
農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出が 1 件ございました。  
報告事項は以上でございます。

#### ○議長

本日もご提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。  
慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和 8 年度第 2 回農業委員会総会を閉会といたします。  
お疲れ様でした。

=== 会 議 終 結 ===